

政策コメンテーター報告(第2回)(意見照会期間:2016年10月31日～11月11日)

分野:	少子高齢化、社会保障
氏名:	横尾 敬介 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
質問事項	記述式回答
予測される経済・社会的な構造変化(2030年)	(300字以内で回答してください)
(1)① 2030年には、各分野において、どういった経済・社会的な構造変化が予測されるでしょうか。	2025年頃から団塊世代が後期高齢者となるため、医療・介護費などの社会保障支出が一層増大する。政府試算によれば、社会保障給付の費用は、2016年度の118.3兆円(予算ベース)から2025年度には148.9兆円と、年平均3兆円のペースで増加が続く。消費税率が10%に引上げられ、その全てが社会保障目的に利用されても、抜本的な社会保障給付抑制策がなければ、医療・介護費による財政圧迫が続く。今後、経済成長率が上向き、税収が増加する可能性もゼロではないが、政策を議論するにはより保守的な前提(実質0.5%、名目1.5%程度の成長率)に基づくべきである。
目指す経済・社会の姿(2030年)	(200字以内で回答してください)
(1)② また、そうした構造変化を踏まえ、我が国が目指す経済・社会の姿はどうあるべきでしょうか。	高齢化の影響を強く受ける医療・介護制度の持続可能性を高める。具体的には、①医療財政の健全化(給付と負担の世代間格差を是正)、②受益と負担のバランスの確保(単なる給付の切り下げとしない)、③医療・介護の成長産業化、の3点が重要である。また、超高齢化社会の到来を見据えて、終末期医療のあり方についても議論を開始すべきである。
今後取り組むべき構造改革(2016年～2030年)	(300字以内で回答してください)
(2) 上記(1)で挙げられた経済・社会の姿を実現するためには、足元から今後に向けてどのような構造改革に取り組むべきとお考えでしょうか。基本的な考え方や具体的な方法がございましたらご記載ください。	①給付と負担の見直し(後発医薬品利用促進、所得や資産に応じた高齢者負担率拡大)、②国民理解の促進(セルフメディケーション、国民的議論の喚起による改革後押し)、③公的医療保険のあり方を見直し(診療標準化やレセプトチェック徹底による医療費抑制)、④健保組合など保険者の権能強化(保険自治の獲得、高齢者向け支出見直し)、⑤医療・介護サービスの効率化とイノベーション(要介護度の改善・維持に対するインセンティブの付与、利便性の高い地域包括ケア、かかりつけ医普及、ICT利活用)、といった改革に取り組むべき。

政策コメンテーター報告(第2回)(意見照会期間:2016年10月31日～11月11日)

分野:	人材育成・働き方
氏名:	横尾 敬介 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
質問事項	記述式回答
予測される経済・社会的な構造変化(2030年)	(300字以内で回答してください)
(1)① 2030年には、各分野において、どういった経済・社会的な構造変化が予測されるでしょうか。	グローバル化やデジタル化、シェアリングエコノミーの進展等により、産業構造は大きく変化することが予測されている。労働市場においては、労働力人口が減少し続けており、サービス産業や地方を中心に人手不足が深刻化する反面、中長期的には、機械による人間の職務の代替がもたらす人手余りも予測されている。一方で、高度な価値判断や創造性の発揮など、機械には代替されにくい職務に従事する人材については、一層の供給不足が見込まれている。また、アライアンスやクラウドソーシング等、新しい働き方が普及し始め、「企業に雇用され、与えられた業務に従事する」ことが常識でなくなってきており、今後その拡大が見込まれている。
目指す経済・社会の姿(2030年)	(200字以内で回答してください)
(1)② また、そうした構造変化を踏まえ、我が国が目指す経済・社会の姿はどうあるべきでしょうか。	日本の労働法や労働慣行は、「所定の場所」「所定の時間」に「労働時間と成果が比例する業務」に従事することを前提としており、こうした新しい動きに対応しておらず、デジタル化の進展により新たなビッグチャンスが生じる時代において、世界の中で競争力を失うことに繋がりがかねない。産業構造の激変や働き方の大変革を展望しながら、新しい価値を生み出す企業や個人にとって、最適な「労働市場」を再構築していく必要がある。
今後取り組むべき構造改革(2016年～2030年)	(300字以内で回答してください)
(2) 上記(1)で挙げられた経済・社会の姿を実現するためには、足元から今後に向けてどのような構造改革に取り組むべきとお考えでしょうか。基本的な考え方や具体的な方法がございましたらご記載ください。	①労働法制に関しては、全ての「労働」を一律に保護し、例外的事項を限定的に自由化する「ポジティブリスト」方式から、自由な運用の中で保護が必要な「労働」を限定的に規制する、「ネガティブリスト」方式へと発想の転換が必要。また、雇用形態、労働条件に関し、労使で柔軟に決定できる労働法制であるべき。 ②現行の労働法が想定していない新しい働き方を選択した者に対し、必要に応じて法の保護の対象とするべき。 ③新しい働き方に対応する社会保障の再設計が必要。 ④技術革新に伴い、業務内容や水準が従来以上のスピードで変化するため、異なる業務の教育を受けること、離職や再就職は当たり前になっていく可能性が高く、支援が必要。